

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団からのお知らせコーナー

1 寄附のお願い

皆様からのご寄附により、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団の活動が一層充実します。

当財団が実施している次世代の三重県を担う児童・青少年の育成に関する様々な事業は、事業収入及び県立みえこどもの城の指定管理料によって運営しています。個人法人を問わず幅広い皆様からのご支援をいただくことにより、一層の事業の拡大・充実を図ることができます。

是非ご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

寄附金の税の優遇措置

当財団は、三重県知事より「公益財団法人」としての認定(平成24年4月1日移行)を受けています。

公益財団法人は、税法上の「特定公益増進法人」に該当し、当財団が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。

<詳しくは、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)でご確認のほどお願いいたします。>

2 財団設立15周年事業について

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団は、今年度設立15周年を迎えます。この15年を支えてくださった皆様に感謝申し上げます。